

6	覚 (湯宿稼ぎ守るべき条々)	元禄6 (1693)年	吾妻郡中之条町 関善平家文書	PF0209	46/238
---	-------------------	----------------	-------------------	--------	--------

これは、四万温泉の湯宿（温泉旅館）が守るべきとされた決まり・規定です。江戸時代前期の元禄6（1693）年に、幕府代官雨宮勘兵衛の名前で出されました。

四万温泉の歴史は古く、当地の日向見（ひなたみ）薬師堂は室町時代後期に建てられ、県内では現存最古の寺院建築です（国指定重要文化財）。今回の関善平家文書は、アニメ「千と千尋の神隠し」を想起させる建物を有する旅館としても有名な積善館（せきぜんかん）を経営してきた家の文書です。

四万温泉に関する年代の古い文書として、延宝4（1676）年から天和2（1682）年までに領主へ上納した「湯銭」の書き上げ（No. 46/241）などが伝わっています。真田家（沼田藩）が当地を支配していた時代に、湯宿の経営と領主への貢納があったことがわかります（真田家は延宝8年に改易された）。

この「覚」によれば、元禄6年に湯銭は廃止されました。今後は「宿賃」を取るだけで、お金に関する不当な要求はしないこと、身寄りのない孤弱な者等を難儀な目に遭わせないこと、博奕・売春の禁止、などの決まりが掲げられています。

興味深いのは、「五日湯」（第1条）や「米・塩」等の食べ物（第4条）についての文言です。現在の一般的な温泉旅行とは異なり、客が日々の食料を買うなどして自炊しながら、ある程度の日数滞在していた「湯治」の様子がうかがえます。

なお、同じ吾妻郡の草津温泉にも、一部を除き同じ内容の湯宿規定が伝わっています（旧・吾妻郡六合村「市川義夫家文書」PF0207 No. 6/185）。そのため、主要な温泉地に対し、一斉に通達されたものと考えられます。

※関善平家文書は、複製本による閲覧です（マイクロフィルム収集文書）

光

一 当所湯宿より上納之湯銭
けり湯銭免之上は湯治の輩
より湯銭一切取るべからず宿賃
計一文之但向後幾廻りにても
宿賃一人付惣百文亦ハ書
文一人より湯一五日湯
者ハ振文ハ外猥宿賃者ハ
何ハ事

一 獨身のもの或ハ同事の
族より定宿賃取るまじく候
惣五拾文・三拾文相對を以て、逗
留中これ取り、又は御定めの木銭ばかり
これ取り、難儀いたさざるやうに
差し置くべき事

覚え

一 当所湯宿より上納の湯銭、

この度（たび）御裁免の上は、湯治の輩

より湯銭一切これ取るべからず、宿賃

ばかりこれ取るべし、但し向後は幾廻りにても

宿賃一人付、鑢（びた）百文または貳百

文、その人によるべし、五日湯の

者は五拾文、この外猥（みだ）りに宿賃これ取る

まじき事

一 独身のもの、或いは非人同事の

族（やから）よりは、定めの宿賃取るまじく候、

鑢五拾文・三拾文相對（あいたい）を以て、逗

留中これ取り、又は御定めの木銭ばかり

これ取り、難儀いたさざるやうに

差し置くべき事

一 座鋪間切り小借りの相対
 此座敷賃の九之八相対し
 義申し懸け、多く取るまじき事
 一 米・塩・(味) 噌・油・薪・野菜・酒・肴、その
 外諸色湯治人へ売り候ため、売
 人申し合わせ、高直(値) 等いたすべからず、
 もし猥りなる義これ有らば、名主・湯守
 共に越度(おちど) たるべき事
 一 湯治人雇い候人足賃並びに駄賃
 銭の義、この度相(あい) 究(き) め候通り
 これ取るべし、増銭一切取るまじき事
 (後略)

一 座鋪間切り小借りの相対
 を以って、座敷賃これ取るべし、不相応の
 義申し懸け、多く取るまじき事
 一 米・塩・(味) 噌・油・薪・野菜・酒・肴、その
 外諸色湯治人へ売り候ため、売
 人申し合わせ、高直(値) 等いたすべからず、
 もし猥りなる義これ有らば、名主・湯守
 共に越度(おちど) たるべき事
 一 湯治人雇い候人足賃並びに駄賃
 銭の義、この度相(あい) 究(き) め候通り
 これ取るべし、増銭一切取るまじき事
 (後略)